



## 調停(別表第二審判)当事者への手続教示の留意点について

## ～書面受領時～

相手には含まれていてくまいませんか？



提出します

## ☆ Point ☆

☆ 非開示希望情報の有無を確認する  
もし含まれていたら…

- マスキングしてから提出するよう促す
- 非開示希望申出書を書面ごとに添付するよう促す

※ 当事者に責任をもって対応してもらうよう事前にきちんと説明する。

※ 不必要に非開示希望情報の申出を受理しないという観点も重要

→ 非開示希望情報を含む書面提出の必要性を確認することも有益

非開示希望情報があることを関係職種間で共有  
ex. 記録表紙への付記など



さらに…



調停委員は当事者から書面を直接受領する機会が多いから、非開示希望情報の取扱いについて、調停委員と共通認識を形成することも大事だよ！

H28.4.26付け事務連絡「家事事件手続における非開示希望情報等の適切な管理について」も熟読しよう！

click!!

## ～養育費・婚費分担の調停成立・審判後

## ☆ Point ☆

☆ 民事執行法の改正により、債権者が第三者から債務者の預貯金債権や給与債権等に関する情報を取得する制度が新設されました

債権者にとって重要な手続なので、きちんと手続教示できるように制度の内容や手続の流れを確認しておこう！

裁判所ウェブサイト利用者案内用リーフレット(調停・審判などで決まった養育費の支払を受けられない方のために)も掲載中！

手続教示で、いま、特に重要なポイントをピックアップしたよ！手続教示に関しては、他にもたくさん大事なポイントがあるから、周りの家事事件の先輩に尋ねてみてね♪

